

# 公益社団法人東京都診療放射線技師会

## 投稿規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都診療放射線技師会（以下、「この法人」という。）定款第4条第5号に基づいた定期刊行物で、第4条全各号の主旨を目的とした図書印刷物のうち、定期刊行物（以下、「本会誌」という。）への投稿に関する事項を規定する。

### (資格)

第2条 筆頭投稿者および共同執筆者は、この法人の会員に限る。  
但し、編集委員会等において必要と認めた場合、会長の承認を受けた上で会員外の投稿を受ける場合がある。

### (著作権)

第3条 本会誌に掲載された原稿等の著作権はこの法人に帰属し、理由の如何にかかわらず無断で転用してはならない。

- 2 著作者は理事会の承諾を得るとともに、本会誌の当該原稿が掲載された刊号を明記することにより、自ら利用することができる。
- 3 本会誌に投稿された原稿が第三者の著作権およびその他、権利の侵害問題を生じた場合、著作者が一切の責任を負う。

### (取扱い)

第4条 本規程に違反するものは、取り扱わない。

- 2 すでに他誌にて発表した原稿は、取り扱わない。

### (作成及び投稿)

第5条 原稿は、和文または英文とする。

- 2 原稿は電子記録媒体上での作成したものを原則とし、指定された文字数にてA4版横書きとする。但し、半角2文字を全角1文字とする。
- 3 数量の単位は、国際単位系(SI単位)を用いる。
- 4 投稿は、印刷原稿、写真、図表及び電子記録媒体を添付する。但し、これらは返卸しない。
- 5 電子メールによる投稿は、編集担当者との協議し、添付する。

### (投稿・掲載料等)

第6条 本会誌における原稿執筆料および広告掲載料等は、別に定める。

(校 正)

第 7 条 学術論文、長期連載原稿に限り、著者校正とする。

- 2 著者校正は、指定された期日を過ぎても返却されない場合は、編集委員会の校正をもって校了とする。

(別刷り)

第 8 条 この法人より依頼を受けて長期連載原稿を本会誌に掲載した場合に限り、別刷り 20 部までこの法人の負担とする。

(送付先)

第 9 条 原稿は、下記宛に送付する。

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 2 丁目 22 番 1 ステーションプラザタワー505 号  
公益社団法人東京都診療放射線技師会 編集委員会宛 hensyu@tart.jp

(改 廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成 24 年 5 月 26 日改正、施行する。
- 3 この規程は、平成 26 年 12 月 6 日改正、施行する。
- 4 この規程は、平成 29 年 6 月 18 日改正、施行する。